

えどがわ防災女性ミーティング設置要綱

令和5年1月15日施行

(設置)

第1条 江戸川区防災会議([江戸川区防災会議条例\(昭和38年7月江戸川区条例第15号\)](#))の規定により設置する江戸川区防災会議をいう。)における江戸川区地域防災計画その他の江戸川区(以下「区」という。)の防災対策に係る計画の修正等及び区の防災対策に係る課題について、女性の視点を踏まえて検討するため、えどがわ防災女性ミーティング(以下「女性ミーティング」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 女性ミーティングでは、女性の視点を踏まえ、次の事項について検討を行う。

- (1) 江戸川区地域防災計画その他区の防災対策に係る計画の修正等に関する事。
- (2) 区の防災対策に係る課題に関する事。

(構成員)

第3条 女性ミーティングの構成員は、次のとおりとする。

- (1) 区の推薦を受けた者
 - (2) 区が決定した基準日において住民基本台帳に記載のある無作為抽出により選出された者
 - (3) その他女性ミーティングが必要と認めた者
- 2 構成員となる者は、女性(性自認に基づく女性を含む。)に限定する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び3号の構成員については、選出されてからその年度の末日までを基本とする。

(意見の聴取等)

第5条 女性ミーティングは、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、又は意見を求めることができる。

(会議の公開等)

第6条 女性ミーティングの会議は、非公開とする。ただし、議事の要旨については、公表する。

(庶務)

第7条 女性ミーティングの庶務は、危機管理部防災危機管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、女性ミーティングの運営に必要な事項は、危機管理部長が別に定める。